

東浦町高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者世話付住宅（以下「シルバーハウジング」という。）に居住する高齢者世帯（以下「入居者」という。）に対し、生活援助員を派遣して生活指導・相談、安否の確認、緊急時の対応等のサービスを提供することにより、当該入居者の在宅生活を支援し、もって当該入居者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「生活援助員」とは、入居者に対し、第4条に定める業務内容を行い、入居者の生活支援を行う者をいう。

2 生活援助員を派遣する住宅は、次のとおりとする。

名称	位置
愛知県営東浦住宅内 シルバーハウジング (34戸)	東浦町大字石浜字三本松1-1

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は東浦町とし、事業の実施については、適切に運営できると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

(サービスの内容)

第4条 生活援助員の行うサービスは、次号に定めるものとし、必要に応じ提供するものとする。

- (1) 生活指導・相談
- (2) 安否の確認
- (3) 一時的な家事援助
- (4) 緊急時の対応
- (5) 関係機関等との連絡
- (6) その他日常生活上必要な援助

(生活援助員の要件及び勤務時間)

第5条 生活援助員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから選考するものとする。

- (1) 心身ともに健全であること
- (2) 高齢者福祉に関し、理解と熱意を有すること
- (3) 第4条に規定するサービスを適切に実施する能力を有すること

2 生活援助員の勤務時間は、町長が別に定めるものとする。

(関連事業及び関係機関との連携)

第6条 この事業の運営に当たっては、必要に応じ、東浦町における在宅福祉に関する諸事業との連携を図り実施するものとする。

2 東浦町及び生活援助員は、民生児童委員及び高齢者世話付住宅の供給主体との連携を密にし、事業の円滑な実施を図るものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。